

○国立大学法人筑波大学附属学校教育局の組織及び運営に関する規程

〔平成16年4月1日
附属学校教育局規程第2号〕

改正 平成16年附属学校教育局規程第3号
平成18年附属学校教育局規程第3号
平成20年附属学校教育局規程第2号
平成20年附属学校教育局規程第5号
平成21年附属学校教育局規程第1号
平成24年附属学校教育局規程第1号
令和 元年附属学校教育局規程第1号

国立大学法人筑波大学附属学校教育局の組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この附属学校教育局規程は、国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則（平成16年法人規則第13号。以下「附属学校教育局規則」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第3条 削除

(指導教員)

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号) 第66条第2項の指導教員は、附属学校教育局に勤務する教員及び附属学校教員のうちから、附属学校教育局教育長が指名する。

2 指導教員は、筑波大学の教育研究活動について附属学校との連携を図るとともに、附属学校の教育活動等に関し、指導及び助言を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、指導教員に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(附属学校教育審議会)

第5条 附属学校教育局に、附属学校教育局教育長の求めに応じて、附属学校教育局の業務内容等及び附属学校の教育内容、教育方法等について審議するため、附属学校教育審議会を置く。

2 附属学校教育審議会に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(附属学校教員選考委員会)

第6条 附属学校教育局に、附属学校教育局教育長の求めに応じて、附属学校教員の採用に係る

専門的な審査等を行うため、附属学校教員選考委員会を置く。

2 附属学校教員選考委員会に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(大学・附属学校連携委員会)

第7条 附属学校教育審議会に、附属学校における筑波大学との教育研究の連携及び教育実習その他の教職教育の実施に関する専門的事項について審議するため、大学・附属学校連携委員会を置く。

2 大学・附属学校連携委員会に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(企画調整会議)

第8条 附属学校教育局に、附属学校教育局及び附属学校の管理運営に関する重要事項について連絡調整を行うため、企画調整会議を置く。

2 企画調整会議に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(心理・発達教育相談室)

第9条 筑波大学教育相談に関する規則（平成21年法人規則第4号）第9条の規定に基づき設置する心理・発達教育相談室は、教育の一環として行う附属学校の幼児、児童及び生徒に関する相談業務並びに社会貢献の一環として東京地区において行う心理並びに発達及び障害に関する相談業務を実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、心理・発達教育相談室に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(教育長・校長連絡会)

第10条 附属学校教育局に、附属学校教育局と附属学校との連絡調整及び附属学校の運営に関する基本的事項について協議を行うため、教育長・校長連絡会を置く。

2 教育長・校長連絡会に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

附 則

この附属学校教育局規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16.4.22附属学校教育局規程3号）

この附属学校教育局規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平18.3.23附属学校教育局規程3号）

この附属学校教育局規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.27附属学校教育局規程2号）

この附属学校教育局規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平 2 0 . 9 . 1 1 附属学校教育局規程 5 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 1 . 2 . 2 0 附属学校教育局規程 1 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 3 . 2 9 附属学校教育局規程 1 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令元 . 5 . 2 3 附属学校教育局規程 1 号）

この附属学校教育局規程は、令和元年 5 月 2 3 日から施行する。